

新潟県産食品輸出検査支援補助金に係る検査実施規程

一般財団法人 新潟県環境衛生研究所

(目的)

第1条 この規程は、新潟県知事から新潟県産食品輸出検査支援補助金の交付決定を受けた一般財団法人新潟県環境衛生研究所（以下「当所」という。）が実施する輸出用新潟県産食品に係る放射性物質検査（以下「検査」という。）に関する申込手続等を定め、もって検査の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

(検査の対象及び検査依頼者が負担する検査料等)

第2条 対象となる検査は、新潟県内で生産・製造された輸出食品に係る放射性物質検査とする。

2 検査依頼者が負担する検査料は別表1のとおりとする。

(検査の実施期間)

第3条 検査の実施期間は、2024年4月1日から2025年3月31日までの12ヶ月間とする。当該期間内に検査の申込みがなされ、かつ、当該期間内に検査が終了し検査結果が記載された書類の発行が確認されたものを対象とする。なお、当該期間内であっても予算がなくなり次第、終了するものとする。

(検査の申込)

第4条 検査依頼者は、別紙様式による検査実施申込書に別表2に定める書類を添付して申し込むものとする。

2 当所は、前項の規定に基づき検査の申込みがあった場合には、検査実施申込書及び同項に定める書類が添付されていることを確認しその内容を審査するものとする。

3 当所は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、検査の申込みを受理しないこととする。

- (1) 検査の対象となるものが輸出品ではないとき。
- (2) 検査の対象となるものが新潟県内で生産・製造された食品でないとき。
- (3) 検査実施申込書又はその添付書類に虚偽の記載があるとき。

(検査結果の交付)

第5条 当所は、検査が終了した場合には、検査依頼者に対して検査結果を記載した書類を交付するものとする。

(検査料の請求)

第6条 当所は、検査依頼者に対して検査結果を記載した書類を交付するとともに、検査依頼者に補助金相当額を減額して検査料を請求するものとする。ただし、事業の適正かつ確実な処理の観点から、検査結果を記載した書類を交付すると同時に検査料を請求することが適切でないと認められる場合は、この限りでない。

(その他必要な事項)

第7条 検査依頼者は、検査した食品を輸出した場合には、次の各号のいずれかの書類を遅滞なく当所に提出するものとする。

- (1) 税関当局による輸出許可書の写し
- (2) 船積書類（B/L）又は航空貨物運送状（AWB）のいずれかの写し
- (3) 上記に準ずる書類で、貨物を輸出したことが確認できる書類の写し

2 検査依頼者が輸出を取りやめた場合又は前項の規定による書類の提出がない場合には、当該貨物に係わる検査は対象としない。

3 当所は、事業の適正な実施を図るため、事業に関する書類及び実施状況等について必要な範囲において新潟県に報告するものとする。

4 当所は、この規程により難い事由が生じたとき、あるいはこの規程に記載のない事項については、新潟県と速やかに協議し、その指示に従うものとする。

別表1 検査依頼者が負担する検査料

	検査依頼者が負担する検査料
新潟県内で生産・製造された輸出食品の放射性物質検査に要する経費 (注1)	<p>①検査依頼者（輸出業者等）が中小企業（注2）の場合 検査料に1／10を乗じた額（1円未満切上げ）</p> <p>②検査依頼者（輸出業者等）が中小企業以外の場合 検査料に1／2を乗じた額（1円未満切上げ）</p>

(注1) 検査に要する交通費、検査料金に係る消費税は補助対象としない。

(注2) 中小企業とは、中小企業基本法の規定に基づき、業種ごとに以下の従業員基準又は資本金基準のいずれかを満足する会社及び個人とする。

業種	従業員基準（常時使用する従業員数）又は資本金基準（資本金の額又は出資の総額）
製造業・その他業者	300人以下又は3億円以下
卸売業	100人以下又は1億円以下
小売業	50人以下又は5,000万円以下
サービス業	100人以下又は5,000万円以下

別表2 検査実施申込書に添付する書類

1. 輸出契約書又はこれに準ずる書類の写し
2. 中小企業の区分で依頼する場合には、上記1の書類に加えて、労働保険申告書の写し（全事業所分）又は登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（直近3ヶ月以内に発行されたものに限る。）
※ 本事業により当研究所に複数回検査を依頼する場合には、2回目以降は登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写しでも可とする。
3. 放射性物質検査を受ける対象物が県産食品であることを証明する書類

(別紙様式)

年 月 日

一般財団法人新潟県環境衛生研究所 様

申込者 氏名	住所	法人にあっては名称
		及び代表者の氏名 印
		(担当者連絡先)

検査実施申込書

新潟県産食品輸出検査支援補助金に係る検査実施規程第4条の規定に基づき、下記のとおり必要書類を添付して申し込みます。

記

1 検査対象物

(品名 :)
(形状 :)
(数量 :)

2 検査希望日時 :

3 検査方法 :

4 企業区分 : 中小企業／その他

5 船積（予定）日及び船積（予定）地 :

6 輸入国及び陸揚地 :

7 輸入者名・住所 :

同意書

私は、検査実施申込みに当たり、下記の内容について同意します。

1 検査した貨物を輸出した場合は、次の各号のいずれかの書類を遅滞なく検査機関あてに提出することとし、提出ができなかった場合は検査料全額について申込者の負担とする。

- (1) 税関当局による輸出許可書の写し
- (2) 船積書類（B/L）又は航空貨物運送状（AWB）のいずれかの写し
- (3) 上記に準ずる書類で、貨物を輸出したことが確認できる書類

2 検査後、何らかの事情により輸出が取り止めとなった場合には、当該貨物に係る検査料の全額について申込者の負担とする。

住所	法人にあっては名称
氏名	及び代表者の氏名 印